

# IMO 塗装性能基準の保守及び補修に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編及び C 編

## 改正事項

IMO 塗装性能基準の保守及び補修に関する事項

## 改正理由

IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）では、建造時の塗装性能要件に加え、就航後の塗装の保守及び補修についても規定している。このため、2009 年 5 月開催の IMO 第 86 回海上安全委員会（MSC86）において、就航後の塗装の保守及び補修に関する指針（非強制）が MSC.1/Circ.1330 として承認された。

今般、IMO 塗装性能基準の保守及び補修に関する要件を明確化するよう、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 定期的検査において、塗装テクニカルファイルが船上に保管されていること並びに塗装に関する保守及び補修の記録が本ファイルに保管されていることを確認する旨を規定した。
- (2) 塗装に関する保守及び補修の記録は、MSC.1/Circ.1330 に基づくことを推奨する旨を規定した。